

議案第14号

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例の
制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとお
り制定する。

令和4年11月8日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本 和宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中サを削り、シをサとし、スをシとし、セをスとし、同条第2号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 保健事業に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。